

第4号を無事に出すことが出来てほっとしている。雑誌発行では「三日坊主」にあたる「3号雑誌」という言葉がある。意気込みを持って新雑誌を創刊しても、3号までで終わってしまうことが多いという教訓だ。しかしわが歴認研は多士済々で、今号も原稿が溢れ、一部を次号に回す結果となった。

今号では戦時労働者問題と南京事件論争の二つの特集を組んだ。戦時労働者問題では、昨年(平成30)10月と11月に相次いで韓国最高裁が不当判決を下したため、日本でも関心が高まった。私たちはそのことを予想して、2号と3号で特集を組んだが、今号もそれを続けた。ぜひ、勝岡論文を熟読頂きたい。原告らの経歴を公開資料から分析するだけでも、強制連行や奴隷労働といった政治宣伝とはかけ離れた実態が浮び上がってくる。

南京事件特集では、この問題の実証的研究の第一人者である東中野先生から貴重な論文をいただいた。平成12年に中国国内で、日本で出版された東中野先生の学術書の内容を名誉毀損だと訴えて学問的論争を阻害する動きが出たことと、日本でもそれに呼応する動きがあり日本の司法が学問的論争を名誉毀損と認定するおかしな判決を下したことの経緯がよく分かった。

本研究会の事務局に今年度から加わった長谷氏の論文は、論争史を概観できるよいものだ。ぜひ、これから歴史認識問題を勉強したいと考える若い学徒に読んで欲しい。長谷論文で触れているが、中国では最近、「南京大虐殺説」に疑問を呈する議論を禁止する条例ができたという。

一方、「慰安婦虐殺説」に対する高橋論文は、日本に都合が悪い事実も隠さず研究していくという学問的公平さを貫いた力作だ。学問的公正さを持たず、写真の盗用さえ辞さずに日本軍の罪状を糾弾してきた人々の実態を赤裸々に証言したのが、天兒先生の

玉稿だ。歴認研は事実に基づく学問的論争を続けること以外に、歴史認識問題解決への道はないという信念を持って、いかなる圧力にも負けることなく研究と広報活動を続けていく覚悟だ。

そのためにはより強固な研究体制を築くことがどうしても必要だ。下條論文を読むと、盧武鉉政権時代から韓国が政権を挙げて対日歴史戦に取り組んできたことが、竹島問題での論争を概観する中で浮び上がってくる。歴認研がなすべき課題は多い。志を同じくする皆様の、一層のご支援をお願いする次第だ。(西岡)

朝鮮人戦時労働者に対する昨秋の韓国の大法院(最高裁)判決に端を発した日韓関係の軋轢は、その後も一向に収まる気配がない。歴認研では昨年11月、「韓国の不当判決に抗議する緊急集会」を開いたところ、国会議員多数も加わり、国民が一致団結して抗議する姿勢を示すことができた。登壇者の皆さんには、心から御礼申し上げたい。

歴史認識問題に関して、官民を挙げた研究体制を組むことは、今や日本国家として喫緊の課題になっている。皆様のご協力を仰ぎつつ、今後とも誌面の一層の充実を図っていく所存です。(勝岡)

## 歴史認識問題研究

(年2回発行)

### 第4号 (平成31年春夏号)

発行日：2019年3月20日

発行人：西岡 力

編集人：勝岡 寛次

編集部：歴史認識問題研究会

頒 価：1,000円

発行所：〒277-0065 柏市光ヶ丘2丁目1番1号

公益財団法人モロロジー研究所

歴史研究室

T e l : 04-7173-3197

F a x : 04-7173-3199

印刷所：株式会社 長正社